

令和7年度 十日町市立水沢中学校いじめ防止基本方針

はじめに

この「十日町市立水沢中学校いじめ防止基本方針（以下「水沢中基本方針」という。）」は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第13条の規定に基づき、当校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

なお、新潟県いじめ等の対策に関わる条例（令和2年12月25日施行以下「条例」という。）に基づき、「いじめ類似行為」に対する対策を含めたものとする。

1 いじめの防止等のための基本的な方向

（1）いじめに対する基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのために、学校は組織として、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に行わなくてはならない。また、いじめ問題の重要性について、家庭、地域へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいく。

なお、「いじめ」また「いじめ類似行為」については、法及び条例の定義に基づき捉えることとする。

法 第2条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

条例 第2条の2 「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。
--

以下、「いじめ」には「いじめ類似行為」を含むものとする。

（2）いじめ防止等のための取組方針

- ①いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行なう。
- ②いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③各種アンケート等（学校生活、授業、行事等）により、学校の実態を把握するとともに、いじめ防止の取組について定期的に評価し、取組の見直しと改善を図る。
- ④校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止等の取組に対する資質を向上させる。
- ⑤保護者・地域住民に、学校のいじめの防止等の取組について、理解と協力を得るため、広報と意識啓発を行う。

（3）いじめ防止等の対策のための組織の設置および取組

①設置の目的

法の第22条を受け、当校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行なうための組織（以下「組織」という。）として、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

②構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、必要に応じて自校の教職員や外部関係者

③役割

- ア 水沢中基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- ウ いじめに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、当該情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。
- オ 未然防止のためにいじめが起きにくい環境・いじめを許さない環境をつくる役割。

(4) 学区小学校、家庭・地域との連携

①学区小学校と連携したいじめ防止等の取組の推進

- ア 小中合同の絆交流（いじめ見逃しゼロスクール集会）、あいさつ交流を実施し、活動を通して生徒の自己有用感を高める。
- イ 水沢中学校区教職員協議会を組織し、中学校区の教職員の共通理解を図り、小中一貫した心の教育の充実に向けた取組を進める。

②保護者への意識啓発（法における保護者の責務等 第9条）

- ア 保護者会等において、いじめ防止等に関する保護者の責務（条例第8条）と水沢中基本方針と具体的な取組について伝え、意識啓発を行う。

第8条 保護者は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する児童等がいじめ等を行うことのないよう、当該児童等に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童等がいじめを受けた場合は、適切に当該児童等がいじめから保護するとともに、その保護する児童等が在籍する学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて協力するものとする。

3 保護者は、県、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ等の対策に協力するものとする。

- イ 人権に関する学習や絆交流の参観、PTAと連携したあいさつ交流を行う。

③地域との連携

- ア 水沢地区明るい子どもを育てる会による地域と連携した活動（絆交流等）を行う。

④学校の各種たよりやホームページを活用した情報発信

(5) 関係機関（警察、児童相談所、市教育委員会、民生児童委員、育成委員等）との連携

【特に警察との連携について】

いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。

いじめ事案の中でも、特に、いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報する。

また、児童ポルノ関連を含めインターネット上のいじめなど、犯罪行為として取り扱われるべき事案は、匿名性が高く、拡散しやすい等の性質のため一刻を争う事態も生じることから、被害生徒及び保護者に対してより丁寧な情報共有を徹底して警察への相談・通報が直ちに行われるよう努める。

2 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

① 条例第9条「児童等の役割」の生徒への周知、並びにそれに基づく継続的な指導

第9条 児童等は、基本理念にのっとり、自らを大切にし、一人一人の違いを理解し、及び互いを尊重するとともに、その発達段階に応じて、インターネットを通じて送信される情報の特性に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2 児童等は、基本理念にのっとり、いじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者に相談するように努めるものとする。

- ② 道徳教育、並びに人権教育、同和教育、情報モラルに関わる教育の充実
- ③ 社会性の育成（学級活動、生徒会活動、部活動、総合的な学習の時間、学校行事等）
- ④ 生徒が主体となるいじめ防止等の活動（絆交流、あいさつ交流等）
- ⑤ 小中一貫教育による中1ギャップ解消の取組
- ⑥ 日常的な職員間の連携・情報交換

(2) いじめ早期発見のための取組

- ① いじめ相談・通報窓口の設置と生徒・保護者への周知
- ② いじめ早期発見のための調査等の実施
 - ・ 児童（生徒）対象の学校生活アンケート調査（毎月、随時）
 - ・ 児童（生徒）対象の教育相談を通じた調査（毎学期）
 - ・ 保護者対象のアンケート調査（6月、11月、随時）
- ③ スクールカウンセラーや市教育センター相談員との連携
- ④ 教職員のいじめ防止等に関する資質向上のための研修の実施

(3) いじめへの即時対応の取組

いじめ・不登校対策委員会を中心として、**組織的な対応**を即時に行う。

いじめを受けている生徒を徹底して守り通す。**いじめを行っている生徒**に対しては、毅然とした態度で指導すると共に、当該生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、いじめの非に気付かせ、謝罪の気持ちをもてるようにする。

① 組織を活用した状況調査

＊「いじめを受けている生徒」「いじめを行っている生徒」「周りにいた生徒」等から話を聞き、正確な事実確認・把握に努める。

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| ② いじめを受けている生徒の保護 | ③ いじめを行っている生徒への指導 |
| ④ いじめを受けている生徒の保護者への対応 | ⑤ いじめを行っている生徒の保護者への対応 |
| ⑥ その他の生徒への対応 | ⑦ 市教育委員会への報告 |

(4) いじめへの対処

いじめは、謝罪をもって安易に解消とはせず、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを慎重に見極める。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
（＊相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。）

② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた生徒本人及び保護者に面談等で確認し、いじめの行為による心身の苦痛を感じていないことが認められること。

これら2つの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。「解消している」状態に至った場合でも、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、職員は日常的に注意深く観察を続ける。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

①いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

ア 児童生徒が自殺を企図した場合

イ 身体に重大な傷害を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定

②いじめにより、生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

＊相当の期間とは年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、重大事態の可能性を想定する。

③その他、学校や市教育委員会が重大事態と判断する場合。

(2) 重大事態発生時の対応

市教育委員会へ報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

①学校が調査主体となった場合の対応

ア いじめ防止等の対策のための組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。

イ 組織による事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

エ 調査結果を市教育委員会に報告する。

オ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

②学校の設置者が調査主体となった場合の対応

設置者の調査組織に必要な資料の提出など、調査に協力する。

(3) その他

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

【いじめ防止等のための年間計画】

月	主な学校行事	いじめ防止等の取組		
		生 徒	教職員	家庭・地域との連携
通 年		- 生活アンケート（毎月） - いじめ見逃しゼロスクールに関わる活動	- いじめ・不登校対策委員の定期的な情報交換 - 小中一貫教育の推進	各種たより、ホームページ等による情報発信
4	入学式 1学期始業式 生徒会入会式	- 年間の目標と計画づくり - 学級組織とルールづくり	- 水沢中基本方針の共通理解と周知 - 生徒理解、情報交換会	- 各種たより、ホームページやPTA会合での保護者への啓発（通年） - 授業参観
6	地区各種大会 いじめ見逃しゼロスクール集会	- 各種大会に向けた活動 - いじめ見逃しゼロスクール集会	WebQ U 検査①の実施	保護者アンケート
7	定期テスト① 県総体 1学期終業式 吹奏楽コンクール	1学期の振り返り - 学校生活アンケート	夏季休業に向けた指導	- 学校評価アンケート - 期末保護者会
8	夏季休業 2学期始業式	- 体育祭に向けた活動 - 家庭、地域における活動	- 生徒理解、生徒指導等の研修 - アンケート結果の分析	健全育成活動
9	体育祭	- 体育祭に関わる活動 - 各種大会に向けての活動		教育活動参観
10	小中Pあいさつ交流 合唱祭 新人各種大会 絆交流	- 合唱祭に関わる活動 - 異学年、異校種交流による活動	教育相談の実施	- あいさつ交流への参加 - 明るい子ども育てる会 - 授業参観
11	定期テスト②	- 人権学習 - 生徒会選挙に関わる活動	WebQ U 検査②の実施	
12	生徒会役員選挙 2学期終業式 冬季休業	2学期の振り返り - 学校生活アンケート	- 冬季休業に向けた指導 - 生徒理解、生徒指導等の研修	- 学校評価アンケート - 期末保護者会
1	3学期始業式 生徒総会・引継ぎ	生徒総会に関わる活動	- アンケート結果の分析 - 教育相談 - 入学説明会	3年三者面談 - 入学説明会
2	定期テスト③	- 卒業式に向けた活動 - 修学旅行に関わる活動	- 健康相談 - 年度の取組の評価	
3	卒業式 修学旅行（2年） 3学期終業式 学年末休業	年度の振り返りと次年度に向けた目標づくり	- 生徒理解の会 - 次年度の取組の検討	保護者懇談会